

<一般委託>

焼却砂等セメント化搬出委託(その2) 仕様書

焼却砂等セメント化搬出委託(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、下町浄化センターの汚泥焼却炉で発生する焼却砂等のセメント化を行うため、搬出を行うものである。
2	履行期間	平成31年7月1日から平成32年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市三春町2丁目1番地 下町浄化センター
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり。また、本市議会において翌年度予算が承認され、委託者と受託者の両者が合意した場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間終了1か月前までに通知すること。
6	関係法規	別紙特記仕様書のとおり
7	資格要件	本業務履行については、(1)の資格及び(2)の業務実績を有すること。 (1)横須賀市又は神奈川県、埼玉県の産業廃棄物収集運搬業許可(燃え殻、汚泥) (2)平成26年4月1日以降に、国、地方公共団体が発注した、産業廃棄物を産業廃棄物処理施設へ運搬する業務委託の契約を、元請けとして締結し完了した実績があること
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(円/t)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 那須野 真 電話 046-823-6414

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

焼却砂等セメント化搬出委託(その2)

作業名	予定数量	単位	上限単価(税抜き)	単価(税抜き)
焼却砂等セメント化搬出(焼却砂等)	110	t	7,600	
焼却砂等セメント化搬出(脱水汚泥)	10	t	10,000	

焼却砂等セメント化搬出委託(その2)

特記仕様書

平成31年度

横須賀市上下水道局

- (1) 種類 : ①燃え殻、汚泥（焼却砂等）
②汚泥（脱水汚泥）
- (2) 予定数量 : ①110 t ②10 t
- (3) 単価 : 契約書のとおり

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②いずれかを選択すること)

- ① 輸入廃棄物：無
- ② 輸入廃棄物：有

4 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

なお、甲が、処分業者を変更した場合は、変更後、処分業者の会社名称及び所在地を記載した文書を速やかに乙に交付するものとする。

- (1) 氏名 : 三菱マテリアル株式会社
- (2) 住所 : 東京都千代田区大手町1丁目3番2号
- (3) 許可都道府県 : 埼玉県
- (4) 許可の有効期限 : 平成33年7月15日
- (5) 事業の区分 : 中間処分（焼成、焼却等）
- (6) 産業廃棄物の種類 : 燃え殻、汚泥、ばいじん等
- (7) 許可の条件 : 別紙許可証のとおり
- (8) 許可番号 : 01120000779
- (9) 事業場の名称 : 三菱マテリアル株式会社 横瀬工場
- (10) 所在地 : 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬2270番地

5 (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

第4条 (混載禁止)

乙は、本業務の実施にあたっては他の業務と区分を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。

第5条 (焼却砂及び沈砂の運搬車両)

乙は、焼却砂及び沈砂の運搬に使用する車両について次の条件を満たす車両を2台以上用意し本業務に使用すること。

また、契約時に乙は甲へ使用車両一覧表及び使用車両の自動車検査証の写しを各1部提出すること。

- 1 当該車両の自動車検査証に記載される「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」は乙であること。
- 2 当該車両の自動車検査証に記載される車体の形状がダンプであること。

- 3 荷台を傾斜させ、焼却砂及び沈砂の自重で搬出先の指定場所へ荷降ろし出来る構造であること。
- 4 車両総重量が処分業者の計量上限である50,000kg以下であること。
- 5 最大積載量が9,000kg以上であること。
- 6 車両全長が8m以内であること。
- 7 車両全幅が2.5m以内であること。
- 8 車両の荷台の高さが3.5m以内であること。
- 9 焼却砂及び沈砂の飛散を防止するための天蓋又はシートが具備されていること。
- 10 長さ15m、幅3mの計量器で計量が可能であること。

第6条（脱水汚泥の運搬車両）

乙は、脱水汚泥の運搬に使用する車両について次の条件を満たす車両を用意し本業務に使用すること。

また、契約時に乙は甲へ使用車両一覧表及び使用車両の自動車検査証の写しを各1部提出すること。

- 1 当該車両の自動車検査証に記載される「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」は乙であること。
- 2 三菱マテリアル(株)の指定する密閉型コンテナ車であること。
- 3 汚泥の飛散を防止するための天蓋又はシートが具備されていること。

第7条（事前教育）

乙は、本業務の実施にあたり、三菱マテリアル（株）の行う事前教育を受講し、使用する車両の登録を行うこと。

第8条（作業の打合せ）

乙は、本業務の実施にあたっては施設の業務に支障をきたすことがないように監督員と十分協議のうえ厳正に遂行すること。

第9条（調査等）

甲は、乙の委託業務の実施状況について、調査の実施及び報告を求めることが出来る。また委託業務に関し、必要な指示を与えることができるものとする。

第10条（焼却砂及び沈砂の積込方法）

下町浄化センター内の鋼製コンテナに貯留した焼却砂及び沈砂を甲がフォークリフトを使用して乙の運搬車両に積み込む。

第11条（脱水汚泥の積込方法）

下町浄化センターにて貯留した汚泥を、甲が排出設備を操作して乙の運搬車両に積み込む。

第12条（積込量）

甲が行う焼却砂等の積込量について、運搬車両の最大積載量及び車両総重量を

超えている場合を除いては、乙は甲に対し積込量について、異議を申し立てることができない。

第13条（計量単位）

1 トンに満たない端数については、小数点以下第2位までとし、それ未満は切り捨てるものとする。

第14条（搬出回数）

1～2回／月、1台／日を原則とする。但し、搬出日は甲が指定した日とし、甲の必要に応じて1日2台の搬出が可能であることとする。

第15条（搬出日時）

処分業者の休業日を除く、甲が指定した日の午前7時30分から午前11時30分、又は午後1時から午後4時までの間で甲が指定した時刻とするが、焼却砂等の発生状況により変更が生じた場合については別途協議するものとする。

第16条（搬入日時）

年末年始、日曜日、祝日、その他処分業者の指定する日を除く、午前8時から午後4時までを基本とするが、三菱マテリアル(株)の指示に従うこと。

第17条（天候等）

荒天、風雪等の災害その他緊急の理由により、甲より運搬にかかる特別な指示があった場合は乙はこれに従うこと。

第18条（運搬経路）

乙は、通過地の生活環境に影響を及ぼすことがないように高速自動車国道、自動車専用道路などを極力使用するよう経路を選択するものとする。また一部区間については、三菱マテリアル(株)の指定する経路に従うこと。

第19条（運搬上の注意）

乙は、運搬にあたっては、焼却砂等の飛散、流出をしないよう必要な措置を講じるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音振動によって、通過地の生活環境保全上支障が生じないように努めなければならない。

第20条（搬入方法）

三菱マテリアル(株)の指示する計量、荷降ろしを行うこと。

第21条（搬入計量）

三菱マテリアル(株)にて計量を行うこと。

第22条（異物運搬）

乙が運搬した焼却砂等に異物等が混入していた場合で、処分先で当該異物等の受入を拒否された場合は、乙は当該異物等について下町浄化センターまで運搬しなけ

ればならない。その運搬にかかる経費については乙の負担とする。

第23条（車両管理）

乙は、車両の故障などにより運搬業務に支障を及ぼさないよう、法定点検や日常点検また必要な点検を実施し、車両を安定的に稼働させなくてはならない。また必要に応じて洗車を行い車両の美観を保つこと。

また、不測の事故に十分対応出来る自動車保険（任意）に加入しておくこと。

第24条（車両故障等）

乙は、運搬車両の故障、事故、その他不測の事態が生じた場合は、速やかに甲に報告するとともに、速やかに解決しなければならない。また甲の焼却砂等の搬出予定に支障が生じることがないように代替車両を用意すること。代替車両にかかる経費の一切は乙が負担すること。

第25条（緊急時連絡体制）

乙は、契約時に、事故、故障、災害発生時の連絡系統図を記載した緊急時連絡体制表を甲に1部提出すること。

第26条（労務管理）

乙は、本業務の重要性を十分理解したうえで、業務従事者の労務管理について特に留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。

第27条（安全管理）

乙は、従業員に対し、技術力向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生の防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し一切の責任を負わなければならない。

第28条（費用の負担）

乙は、本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬用車両及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。

第29条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、乙の請求により提出することができる。その際は以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

(7)その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、乙の請求により次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示することができる。

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥（焼却砂等）

提示する時期又は回数：必要に応じて

第30条（甲乙の責任範囲）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から第3条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合には、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合には、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第31条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第32条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者譲渡し、又は承継させてはならない。

第33条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB 2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第34条（電子マニフェスト化の推進について）

乙は、電子マニフェスト導入について積極的に取り組まなければならない。

第35条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第36条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第3条第2項にて定める単価に基づき算出し、書面をもって甲に請求するものとする。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 3 報酬の額が経済情勢の変化及び第29条第2項、第35条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第37条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価若しくは契約期間を変更するとき又は予定数量を超える場合は甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第29条第2項、第35条の場合も同様とする。

第38条（予定数量）

運搬される焼却砂等の量が予定数量より少なかったことに起因する損害について乙は甲に対し一切請求することはできない。

第39条（機密保持）

甲及び乙は、委託業務に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第40条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係

- がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
- ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
- 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、若しくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第41条（協議）

この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第42条（その他）

放射性物質の濃度の変化に起因し、三菱マテリアル(株)が受入を停止した場合は本委託を中止又は削減することがある。

なお、これに起因する損害について乙は甲に対し一切請求することはできない。

第43条（グリーン物品購入および環境配慮関係）

グリーン物品購入および環境配慮関係については、下記項目に従うこと。

- 1 この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針および調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。（以上方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）
- 2 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により、事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

委託業務実施要領

横須賀市上下水道局技術部水再生課

この委託業務実施要領は、「特記仕様書」と共に、産業廃棄物「焼却砂等」（リサイクルを目的とした有効利用を含む）を適正に運搬・処分するために必要な事項を定めるものである。

排出事業者（以下：甲）運搬受託者（以下：乙）及び処分受託者（以下：丙）は次の各号に掲げる事項に留意して、業務を実施しなければならない。

- 1 乙は、契約時に産業廃棄物収集運搬業許可申請の際に添付した事業の用に供する機材の写（運搬車両一覧表、及び車検証の写などで、産業廃棄物を運搬するために使用する運搬車両に限る）を甲に1部提出するものとする。運搬車両の変更による、「産業廃棄物収集運搬業変更届」を提出した際も同様とする。
- 2 乙が産業廃棄物（焼却砂等）を収集運搬するために、甲の浄化センターへ入退場する際は、収集運搬する日に使用する「運搬車両」及びその車両の「最大積載量」をあらかじめ甲の浄化センターに連絡（登録）するものとし、乙は、甲の諸規則を遵守し、甲の指示に従い、作業を行うものとする。
- 3 乙は運搬に際し、「積載超過」のないようにし、「飛散防止措置」を講じなければならない。
- 4 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、manifestoに必要事項を記入し乙に交付する。
乙は、このmanifestoを産業廃棄物とともに、丙へ回付しなければならない。
- 5 丙は、この業務を開始する前に、使用する特定計量器（トラックスケール等）について、計量法に基づく定期検査等を実施した時は、その結果を証する書類の写しをすみやかに甲に提出するものとする。
- 6 丙は、産業廃棄物を受入後速やかに処理を行い、「manifesto C 2票」を乙に、「manifesto D票」と「計量表」を添えて甲に返送するものとする。
- 7 丙は、最終処分業者から最終処分終了の記載されたE票を受け取った時点で、甲が交付した「manifesto E票」に必要事項を記入し甲に返送する。
- 8 甲、乙及び丙は、絶えず新しい「情報の交換」を行い、円滑なる運営を図ることに努めるものとする。
- 9 電子manifestoシステムについて、甲、乙及び丙は協議を行い、速やかにその運用を図ることに努めるものとする。
- 10 この要領に定めのない事項については「甲の監督員の指示」によるものとする。